第 12 章 生産物の安全性

チャレンジ（解答付き）

（1） 身のまわりの製品について、製品安全 4 法による PS マークが表示されているものがあるかどうか調べてみよう。

【解答】

PS マークの一覧については、経済産業省のウェブサイト [1]を参考にしていただきたい。なお、本文でも記載したが、2025 年 12 月 25 日からは、乳幼児用玩具（3 歳未満向け玩具）も PS マークの対象となる。

（2） 購入しようとする製品や利用しようとする遊戯施設、都市公園について事故情報やリコール情報が出ていないか調べてみよう。その場合、これらの情報がどのようにして収集されたかについて、根拠法や根拠条文を調べてみよう。

【解答】

製品、遊戯施設、都市公園については、本文中でも紹介した事故情報データバンクやリコール情報などを調べることは可能である。ただし、事故情報データバンクにおいて例えば、フリーワード「都市公園」で検索しても結果は 1 件しか表示されない。[2]ただし「公園」など別のワードを入れれば数百件がヒットする。また、製品や遊戯施設も、具体的な製品名や遊戯施設名などが記載されておらず事例が抽象化されているため、当該製品なのか、当該施設なのかについてわからないケースがほとんどである。事故情報を消費者に周知することによって事故を防止するという当初の目的が達成されているとはいえない。

また、事故情報データバンクでは、関係機関、情報提供元として消費者庁が挙げられているものの、具体的に消費者庁がどのようにして情報を集めたかまではただちにわからないことが多い。一次情報にあたってより詳しい情報を得るためにもう少し情報の記載について工夫が必要ではないだろうか。

---

[1] 経済産業省ウェブサイト「PS マークの表示」https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html

[2] 2025 年 11 月 30 日現在。

（3）　子どもが被害者となる製品事故について製造物責任が問題となった裁判例を調べてみよう。事故防止のために、3E（①製品・環境デザイン、②教育、③法規制）からどのようなアプローチが可能だったかについて考えてみよう。

【解答】

子どもが死傷した痛ましい製品事故についての裁判例は本文で紹介したほかにも多数ある。裁判ではどうしても製品の「欠陥」や製造者、販売者、施設運営者などの「過失」がクローズアップされがちであり、これはこれでやむを得ないのであるが、これとは異なるより広い視点で、どうすれば防止できたか、ということを考えることもとても重要である。

（4）　薬害裁判にはどのようなものがあるか。また、その裁判が法律にどのような影響を与えたかについて、調べてみよう。

【解答】

薬害は、消費者問題のなかでも極めて重要なトピックである。厚生労働省も学生・生徒向けのモデル授業の実施などにとりくんでいる[3]ので、参考にしていただきたい。

サイトリンク集

〔関連法令〕

● 製造物責任法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/406AC0000000085

＜製品安全４法＞

● 消費生活用製品安全法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/348AC0000000031

● 電気用品安全法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000234

---

[3] 厚生労働省ウェブサイト「薬害を学ぼう」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html

● ガス事業法
→ https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000051

● 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
→ https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000149

● 食品安全基本法
→ https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000048

● 薬機法
→ https://laws.e-gov.go.jp/law/335AC0000000145

〔231 頁・脚注 11〕
● 消費者庁ウェブサイト「我が国と海外の製造物責任を巡る有識者・実務家ヒアリング」
→
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_reference/hearing

〔235 頁・脚注 14〕
● 事故情報データバンクシステムのウェブサイ
→ https://www.jikojoho.caa.go.jp/

〔238 頁・脚注 15〕
● 消費者庁「リコール情報サイト」
→ https://www.recall.caa.go.jp